

いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備考
4月	・第1回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（「方針」の共通理解） ・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等）	「方針」の確認
5月	・Q-U検査①の実施	
6月	・心のアンケート①、教育相談週間の実施	
7月	・児童向けネットいじめ研修 ・教職員取組評価（学校評価）アンケート①（対策等の見直し） ・児童向け情報モラル研修	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（教育相談研修会・人権教育研修会・Q-U研修会等） ・第2回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（前期の取組の反省と今後の対応について）	夏季休業中の指導
9月		
10月	・Q-U検査②の実施 ・心のアンケート②、教育相談の実施	
11月	・人権週間（ひびきあいの日） ・親子いじめアンケート	
12月	・教職員の取組評価（学校評価）アンケート②（次年度に向けて）	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・心のアンケート③、教育相談の実施	
2月	・第3回校内「いじめ防止・対策委員会」の実施（県のいじめ調査結果の報告）	
3月	・第4回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（今年度の見直しと次年度の検討） ・教職員の取組評価（学校評価）アンケート③（1年間の評価）	第3回県いじめ調査 国の調査を兼ねる 次年度への引き継ぎ

※いじめ対策会議（ケース会議）は都度実施。

いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係わる情報を抱え込み、対策委員会（校内委員会）に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。